

## 第六期武蔵野市コミュニティ市民委員会設置要綱

### (設置)

第1条 武蔵野市では、昭和46年のコミュニティ構想に基づき、全国に先駆けて市民主導のコミュニティづくりが行われてきた。現在、家族の変容、高齢社会の到来等により地域のつながりが薄れる中、孤立しがちな市民を見守るコミュニティの役割に対する期待が高まっている。そこで、市民間の連携を支え、より進化したコミュニティのあり方等を検討するため、第六期武蔵野市コミュニティ市民委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、市長に提言する。

- (1) 市民間の連携を支え、地域の活力を高めるコミュニティのあり方に関すること。
- (2) 地域活動の拠点としてのコミュニティセンターの機能の強化に関すること。
- (3) コミュニティセンターの移転、新築、改修等に関すること。
- (4) コミュニティ活動の活性化に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員15人以内で構成し、市長が委嘱する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (報酬等)

第7条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償

に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の規定により、市長が別に定める。

（事務局）

第8条 委員会の庶務は、企画政策室市民協働推進課が行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年7月17日から施行する。

別表（第3条関係）

学識経験者

武蔵野市コミュニティ研究連絡会が推薦する者

コミュニティ協議会が推薦する者

武蔵野市青少年問題協議会が推薦する者

武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会が推薦する者

社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会が推薦する者

武蔵野市民生児童委員協議会が推薦する者

武蔵野市NPO・市民活動ネットワークが推薦する者

武蔵野市立小中学校長会が推薦する者

公募市民委員